

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書の手引き

※支給認定申請書を提出する前によくお読みください※

※本手引き中、平成31年とは2019年のことを、平成32年とは2020年のことを言います※

1. 幼稚園・保育所（園）とは

★幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長に適した環境の下、幼児を教育保育し、その心身の成長を支援することを目的とした施設です。

★神川幼稚園は住所が神川町にあり、年齢が入所を希望する年の4月1日時点で満3歳以上であればどなたでも入園することができます。

★保育所（園）は、保護者が仕事に従事していたり、病気にかかっていたりするため家庭において十分保育することができない児童を児童福祉法に基づき、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設です。

したがって、保育所（園）は小学校入学前の幼児教育のため、あるいは、集団生活に慣れさせるためといった理由では入所（園）の対象となりません。

あくまでも、保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

2. 支給認定について

★新制度に移行した幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合、町の支給認定を受ける必要があります。

申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。

ただし、この支給認定は、利用可能となる認定区分を判定するものであり、入所（園）を保証するものではありません。

認定区分	認定の要件	主な利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 ^{注1}	満3歳以上で保育を希望する場合	保育所（園）、認定こども園
3号認定 ^{注1}	満3歳未満で保育を希望する場合	保育所（園）、認定こども園

注1：2号・3号認定は、併せて「保育の必要量」について、家庭の就労状況等に応じて、『保育標準時間(最長11時間)』と『保育短時間(最長8時間)』に区分し、認定します。

★支給認定の有効期間

支給認定には保育の必要な事由等に応じて、有効期間が定められています。ただし、保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取り消しとなります。

認定区分	支給認定の有効期間
1号認定	小学校就学の始期まで
2号認定	小学校就学の始期まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)

保育の必要な事由が、妊娠出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業・その他の場合

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
就学	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の開始日から起算して1年を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
その他	その他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間まで

★障がいのある児童の入所（園）について

障がいがあると思われる児童についての入所（園）は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ア. 障がいの程度が軽度から中程度であること
- イ. 集団生活が可能であること
- ウ. おおむね3歳児以上であること（保育認定希望の方）

3. 保育認定(2号・3号認定)を希望される方へ

★保育の必要性

保育認定を受けるには、児童及びその保護者が神川町に住所を有し、かつ児童の保護者が下記の事由によりその児童を保育することができない状況である必要があります。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要な証明書
就労	1か月あたりの就労時間が48時間以上であること。	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もないこと。	母子手帳
病気・障害	病気やけが、心身に障害があること	医師の診断書（家庭での保育が困難であることが明記されているもの） 障害手帳の写し
病人の看護・介護	病人・障害のある人がいるため、看護を常態としてしていること。	医師の診断書（常時看護・介護必要とあるもの）
災害復旧	震災・風水害等の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明
求職活動	求職活動を行っていること。	誓約書
就学	就学や職業訓練等を行っていること。	在学証明書
虐待・DV	虐待・DVを受けているおそれがあること。	-
育児休業	育児休業取得時に保育を利用していること。	就労証明書
その他	その他、類するような状態であること。	-

※支給認定は、毎年度、現況確認のため、現況届により保育の必要な事由・保育の必要量等について確認を行います。

4. 新年度入所（園）申請

施設の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、書類の提出漏れのないようご注意ください。※希望する保育所等へは事前に見学が必要です。

○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書・現況届・施設等利用申込書

児童1人について1枚提出してください。

※「個人番号」の収集

平成28年度1月からマイナンバー制度が始まり、申請には生計が同一の方全員の個人番号カードまたは通知カードが必要となります。又、提出される方の本人確認書類の提示をお願いします。

○「保育を必要とする事由」を証明する書類（保育認定希望の方のみ）

保育の必要性の表を参考に、父母それぞれ添付してください。

○婚姻歴のないひとり親の方は、「寡婦（夫）控除みなし適用申立書」

<申請受付期間>

★町内の幼稚園と各保育所（園）は日時場所等を定めて、それぞれの施設で行います。

★町外の保育所（園）等については、平成30年11月1日から平成30年11月30日までに神川町役場町民福祉課又は神泉総合支所へ申請をしてください。

※希望する保育所等の管轄する市町村へ受付期間を確認の上、上記期限に関わらずお早めに神川町役場町民福祉課又は神泉総合支所に入所申請書を提出してください。

<保育認定の広域入所>

★保育の必要な児童を神川町以外の市町村にある保育所（園）等に入所（園）させることです。

★保護者の勤務先等がその市町村にあることにより申請できます。

★広域入所を希望する保護者は、神川町に入所の申請をしてください。

5. 入所（園）決定

★神川幼稚園の新年度4月入園の決定は、12月頃に通知いたします。年度途中の場合は入園する月の前月20日頃に通知します。

★保育認定申請の方の新年度4月入所（園）の決定は、2月頃に通知いたします。年度途中の場合は入所（園）する月の前月25日頃に通知します。

★保育認定申請の方は提出していただいた申請書類等に基づき、児童の保育の必要性を審査し、保育必要性の程度の高い方から入所（園）決定いたします。

★施設にはそれぞれ定員が決められています。したがって、基準に該当しても定員以上の申込があった場合は、入所（入園）することができない場合があります。

6. 年度途中入所（園）申請

<提出書類>

新年度の申請と提出書類は同じです。

<申請受付期間>

★施設の入所（園）は、各月1日となります。年度途中の入所申請は、希望する月の前月15日までに、町外の保育所（園）等については、希望する保育所等の管轄する市町村へ受付期間を確認の上、お早めに書類をそろえて町民福祉課へ提出してください。

★申請後の事情変更等により、入所（園）申請を取り下げる場合は、必ず20日までに印鑑を持参のうえ町民福祉課へおいでください。

7. 利用者負担額（保育料）

★平成30年1月1日（算定基準日）時点で本町に住民登録があった方は申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、保育料を算定しますので、書類の提出は不要です。

また、マイナンバーの提供（役場での確認も可）があれば、番号制度による情報連携が行えますので、書類の提出は不要になります。

引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に本町に住民登録がなかった方で、マイナンバーの提供がいただけない方の場合、保育料算定のために次の資料を提出してください。

対象者	提出書類	備考
平成30年1月1日時点で神川町に住民登録がなかった方	保護者と配偶者の平成30年度住民税課税(非課税)証明書	●平成30年1月1日に住民登録があった市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。

※ 住民税課税証明書に控除対象配偶者がある場合には、その配偶者の住民税課税（非課税）証明書は必要ありません。

★利用者負担額（保育料）の納付方法は、原則として口座振替（ゆうちょ銀行、埼玉ひびきの農協、埼玉りそな銀行、群馬銀行）で納めていただきます。

なお、神川幼稚園の場合はゆうちょ銀行、埼玉ひびきの農協のみとなります。

★広域入所で、他市町村の公立保育所に入所する場合の保育料は、保育所の所在市町村に納めていただくこととなります。また、認定こども園に入園する場合の保育料は、園に直接支払うこととなります。

8. 入所（園）してから

（1）保育時間… 神川町内の保育所（園）については、本年度は別紙のとおりです。

（2）慣らし保育… 新規入所（園）児童が集団生活に慣れるまでの間は短時間保育となります。

9. 退所（園）する場合

次の場合には、前月20日までに、「支給認定証」を添えて必ず届け出をお願いします。

★神川町から転出する場合

★保育に欠ける事由が消滅した場合

（例）保護者が仕事に従事せず、保育できる状態になった場合

母親の傷病が回復し、保育できる状態になった場合

★長期間にわたって休所（園）する場合は、休所（園）制度がありませんので退所（園）となります。

10. 申請・届出事項に変更があった場合

変更申請（届）を変更内容のわかる書類と「支給認定証」を添えて速やかに提出してください。

（例）勤務先が変わった場合（就労証明書も提出）

転居した場合

問い合わせ先：神川町役場 町民福祉課 子育て支援担当

TEL 0495-77-2112（直通）

FAX 0495-77-3915